

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会の設置について

1 「子ども・子育て会議」における部会の設置について

(1) 目的

- 「子ども・子育て会議」は、本市の子ども・子育て施策を子どもの出生から自立に至るまで一貫性・継続性をもって推進するため、保健・福祉・教育・青少年育成・労働など子どもを取り巻くすべての分野について調査・審議する附属機関として設置しているが、特定の分野における課題等について、より専門的かつ詳細に調査・審議するため、会議に部会を設置する。

(2) 設置状況

年度	部会
平成26年度	教育・保育部会，青少年部会，ひとり親部会
平成27年度	—（部会の設置なし）
平成28年度	宇都宮市重大保育事故再発防止検証委員会（※今回協議）

2 経緯

(1) 国の通知

- ガイドラインとあわせて3月31日に国から出された通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のため事後的な検証について」において、重大事故発生時に自治体が行う検証の基本的な考え方、検証の進め方が示された。

【通知の内容】

- 重大事故が発生した際に、外部の委員からなる検証委員会が発生原因の分析や再発防止策の検討などの検証を行い、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を自治体に提出すること。
- 外部委員は、教育・保育施設等での重大事故の再発防止に知見のある有識者、例えば学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者等が考えられること。

(2) 本市の対応

- 本市においても、重大事故が発生した場合に検証を行い、その結果を再発防止に役立てることが保育の安全・安心の向上のために重要であると考えられることから、検証委員会を設置し、重大事故発生時に事故の検証を行う。
- 国の通知では、重大事故発生時に検証委員会を設置するよう示されているところであるが、必要な時に速やかに検証委員会を招集・開催できるよう、事故発生前から、検証委員会の役割や国が例示する委員構成をほぼ包含している子ども・子育て会議の部会として、検証委員会を設置する。

3 設置する委員会について

- ・ 「宇都宮市重大保育事故再発防止検証委員会」を子ども・子育て会議の部会として設置する。

(1) 目的

- ・ 重大事故が発生した際に、国の通知に基づき、検証委員会が発生原因の分析や再発防止策の検討などの検証を行い、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を自治体に提出することを目的とする。

(2) 開催時期

- ・ 本市内の教育・保育施設等で重大事故（利用者の死亡・意識不明に至る事故）が発生した場合に開催する。

(3) 委員構成（案）

- ・ 下表の委員構成で検証委員会を設置する。（※事案の内容に応じて、知見のある有識者を臨時委員として追加する（栄養士等））

有識者	所属団体	委員
医師	宇都宮市医師会	福田 哲夫
学識者	大学教授（作新学院大学）	青木 章彦
施設長代表者	宇都宮市民間保育園園長会	福田 清美
弁護士	栃木県弁護士会	（推薦依頼※）
地域福祉	宇都宮市社会福祉協議会	大島 一夫

※ 弁護士については、栃木県弁護士会に推薦依頼を行う。推薦があり次第、子ども・子育て会議の臨時委員及び検証委員会の委員として委嘱する。

(4) 各委員の主な役割

有識者	主な役割
医師	医学的知見から、事故原因を検討するとともに、施設の対応が適切であったか検証する。
学識者	児童保育学・幼児教育学の視点から検証する。
施設長代表者	教育・保育施設等の運営や保育現場の視点から検証する。
弁護士	施設の対応等について、法律上の適正性を検証する。
地域福祉	地域福祉の現場全体を把握する立場から検証する。

(※参考 検証の進め方)

・委員会は5回程度の開催を想定しており、検証の進め方(例)は以下の通り。

事前準備	●関係者から事例に関する情報収集，概要資料（事例の概要）作成 ●現行の教育・保育施設等の職員体制等検証に必要な関係資料作成
会議初回	○検証の目的の確認 ○検証の方法、スケジュールの確認 ○事例の内容把握
会議開催 (3回程度)	○問題点・課題の抽出 ○●必要に応じて、ヒアリングや現地調査等の実施 ○問題点・課題に対する提言の検討 ●報告書素案を作成 ○報告書の内容を検討
会議最終回	○報告書の取りまとめ
報告書 取りまとめ	●報告書の公表。国への報告書の提出。 ●提言を基に再発防止策の措置を講ずる

(凡例 ○：会議における議事内容 ●：事務局作業)